

外郭団体基本情報

団体概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	(公財)久留米市スポーツ協会	住所	久留米市荘島町11-1
設立日	平成5年10月1日	(電話番号)	(0942-33-5453)
ホームページ	https://kurumetaikyo.or.jp/	作成担当所管部署	市民文化部 体育スポーツ課
資本金・基本財産等	15,200千円	久留米市の出資(比率)	0千円 (0.0%)
設立目的	全ての市民がスポーツに参加することを旨とし、各種スポーツ大会等の開催及び援助、スポーツ指導者の養成等を通じ、生涯スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する		
主な事業内容	市民の生涯スポーツ振興・体制の支援(スポーツ事業に対する支援・援助、スポーツ人口の拡大、気軽・安心なスポーツ環境づくり)、体育施設の管理運営の推進(体育施設の指定管理、受付)、公共施設内での飲料水等の販売		
うち、公益的の事業	市民の生涯スポーツ振興・体制の支援(スポーツ事業に対する支援・援助、スポーツ人口の拡大、気軽・安心なスポーツ環境づくり)、体育施設の管理運営の推進(体育施設の指定管理、受付)		

財務状況

貸借対照表	金額(千円)			損益計算書	金額(千円)		
	R2年度	R1年度	H30年度		R2年度	R1年度	H30年度
総資産	62,251	37,813	36,443	総収入	99,573	118,227	118,505
負債	36,358	11,942	12,393	(うち補助金・委託料)	77,670	94,428	93,656
(うち有利子負債)	0	0	0	経常損益	127	1,959	855
純資産	25,893	25,871	24,050	当期損益	22	1,821	693
(うち利益剰余金)	25,893	25,871	24,050				

※ 公益法人等は、各項目の数値は下記のとおり記載

純資産：正味財産合計

利益剰余金：一般正味財産

※ 総収入：売上高+営業外収入+特別利益

※ 公益法人等は、正味財産増減計算書により、各項目の数値は下記のとおり記載

総収入：経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額

経常損益：当期経常増減額、当期損益：当期一般正味財産増減額

※ (うち補助金・委託料)は、久留米市からの金額を記載

役職員の状況

常勤役員数	平均年齢	平均年収
1 (1)	64歳 8月	5,049千円
一般職員数	平均年齢	平均年収
2 (1)	45歳 2月	5,847千円

※ 常勤役員数、一般職員数及びそれぞれの平均年齢はR3.4.1現在で、平均年収はR2年度の実績

常勤役員数の()は、市からの派遣職員または市職員退職者の数で内数

一般職員数の()は、市からの派遣職員の数で内数

一般職員には、嘱託などの非常勤職員は含まない

第三セクターへの関与の状況

①公的支援(フロー)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	R2年度	R1年度	H30年度	
1 補助金	29,408	47,783	47,484	
2 利子補給金	0	0	0	
3 税の減免額	0	0	0	
4 その他()	0	0	0	
小計	29,408	47,783	47,484	
5 損失補償契約に伴う金利軽減額	0	0	0	
6 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	0	0	0	
小計	0	0	0	
合計	29,408	47,783	47,484	
(参考)委託料・指定管理料	48,262	46,645	46,712	

②公的支援(ストック)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	R2年度	R1年度	H30年度	
1 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
(将来負担額)	(0)	(0)	(0)	
(将来負担算入率)(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
2 貸付金残高	0	0	0	
3 出資金	0	0	0	
合計	0	0	0	

関連指標

①財政状況に関する指標

指標		R2年度	R1年度	H30年度	備考
自己資本比率	純資産(正味財産)／総資産	41.6%	68.4%	66.0%	
借入金依存度	(借入金＋社債)／総資産	0.0%	0.0%	0.0%	

②団体の自立性に関する指標

指標		R2年度	R1年度	H30年度	備考
財政的依存度	市財政支出／経常収益＋経常外収益	78.0%	79.9%	79.5%	
運営費補助比率	市運営費補助金／経常収益	29.5%	40.4%	40.1%	
随意契約比率	市随意契約額／市委託料・指定管理料	100.0%	100.0%	100.0%	

特記事項

久留米市による直近の監査結果	(H29 公の施設の指定管理者監査) 指定管理に係る事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部につき是正事項が認められた。 ・業務の一部を第三者に委託しているもので、市の承認を得る手続きがなされていない。 ・見積もり金額が同額であったもので、その後、一方の業者からのみ再度見積もりを徴取し相手方としていた。 ・備品について、所在不明なもの、別施設に移管しているが台帳で把握していないもの、破損により使用不能となっているもの、などがあった。
その他特記事項	